

施設を整備する 契約が決まる

2018年
9月
定例会
9月6日～9月20日

●大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件について、学校教育法の規定から教育免許法の規定に変更されたことと、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者が町長が認めるものが追加されたことから、当該条例の一部を改正するものです。

●大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

厚生労働省令である家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、代替保育に係る連携施設の緩和や家庭的保育者の居宅で行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する適用猶予期間が延長されたことなどから、当該条例の一部を改正するものです。

●大崎町リサイクル未来創生奨学金条例の制定

町長の5期目の公約であるリサイクル奨学金制度の創設に基づいて、大崎町リサイクル未来創生奨学金を設置するに当たり必要な事項を定めるため本条例の制定を行うものです。

(当該案件は、特別委員会に付託された。以下特別委員会での主な質疑内容を掲載)

質：大崎町リサイクル奨学金制度とはどのようなものなのか。
(稲田議員)

答：大崎町内の金融機関からリサイクル未来創生奨学金ローンを借りて、返済した場合に、補助金交付申請(金融機関が発

行する当該奨学金ローンの返済を証明する書類などの必要な書類を添付)をしていただくことにより、元金相当額については卒業後10年以内に大崎町に戻って居住している期間分(最長10年間)を、利子相当分については、全期間分をリサイクル未来創生奨学金から補填する制度です。

質：元金について、上限などは決められているのか。また、利子は金融機関の定める金利でいいのか。(上原議員)

答：今のところ元金については、月額5万円を想定している。また、利子については、保証料を含んだ1.5パーセントを想定していると、連携金融機関から聞いている。

●大崎町スポーツ交流施設整備事業(仮称)における事業契約の締結

P F I法に基づき旧菱田中学校跡地に、合宿施設を整備することを目的に既存施設を解体し、併せて消防分団詰所を建設するため、特別目的会社である株式会社 O T Cと事業契約を締結するものである。

契約目的 既存施設の解体撤去・消防分団詰所の建設に係る設計、建設及び工事管理に関する業務並びに合宿所の建設に係る設計、建設、工事管理に関する業務及び維持管理、運営に関する業務

契約金額 2億6894万円

事業者 大崎町神領2156番地1

株式会社 O T C

代表取締役 弓場 昭大

※株式会社O T Cとは、大崎トレーニングキャンプの略で、今回締結する事業を実施する目的で設立された会社であり、代表企業その他に、設計・工事監理・建設・維持管理運営を担う企業4社で構成されている。